

電磁的記録の開示の方法

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第1項に基づき東根市個人情報の保護に関する法律施行規則（令和4年規則第32号）第9条で定める保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合における当該保有個人情報の開示の実施の方法は、次のとおりとする。

第1 音声データに記録されている場合には、次に掲げる方法により開示の実施を行う。

- 1 電子計算機その他の専用機器により再生したものの聴取
- 2 光ディスクその他の電磁的記録媒体（電磁的記録を記録する記録媒体をいう。以下同じ。）に複製したものの交付

第2 映像データ（写真等を表示する画像データを含む。）に記録されている場合には、次に掲げる方法により開示の実施を行う。

- 1 電子計算機その他の専用機器により再生したものの視聴（写真等を表示する画像データにあつては、用紙に出力したものの閲覧を含む。）
- 2 光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したもの（写真等を表示する画像データにあつては、用紙に出力したものを含む。）の交付

第3 第1及び第2の実施方法により電磁的記録の開示の実施を行うことができない場合には、次に掲げる方法により開示の実施を行う。

- 1 用紙に出力したものの閲覧又は交付
- 2 光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したものの交付
- 3 その他当該電磁的記録に応じて適切な方法